

「沖縄県子ども・子育て会議」について

1 制定の経緯及び必要性

- (1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に関する新たな制度創設のため、平成24年8月22日に次に掲げる3法が公布された。
  - ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
  - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法改正法」という。）
  - ウ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）
- (2) 都道府県は、子ども・子育て支援法により、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を策定又は変更し、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するため、合議制の機関を置くよう努めるものとされた（平成25年4月1日施行）。
- (3) 都道府県は、改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）により、幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止命令等及び設置の認可の取消しに関する事項を調査審議するため、合議制の機関を置くものとされた（施行日（平成28年4月1日までに政令で定める日）前においても条例の制定等が行えるものとされた。）。
- (4) (2)及び(3)を踏まえ、県民の意見を反映し、専門的な知識を導入し、又は公正を確保するため、子どもの保護者、関係団体及び学識経験を有する者等で構成する合議制の機関を設置するものである。

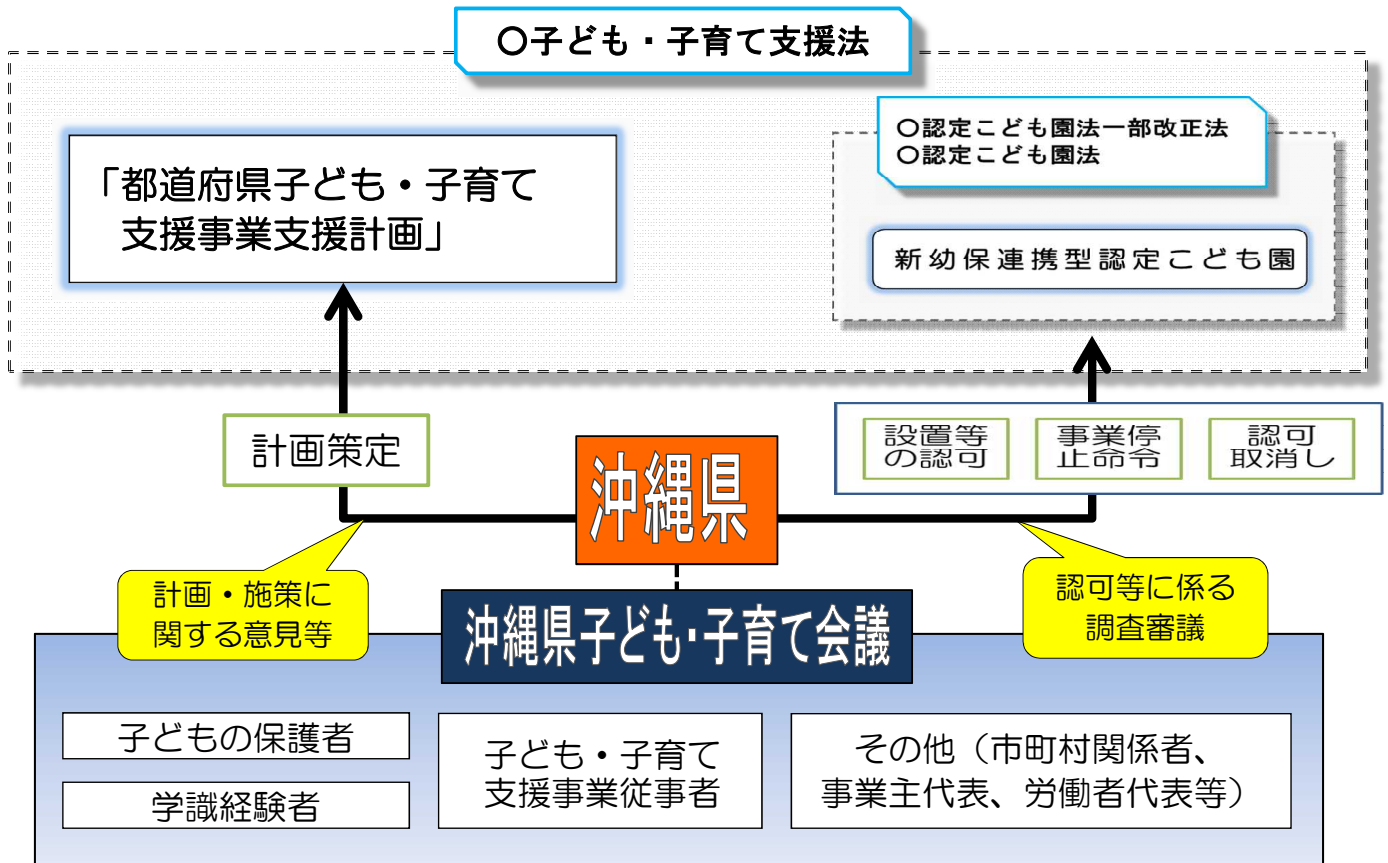
2 根拠法令

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第4項
- (2) 認定こども園法第25条
- (3) 認定こども園法改正法附則第1条及び第9条

3 添付資料

- (1) 根拠法令等の参照条文
- (2) その他参考となる資料

# 「沖縄県子ども・子育て会議」の設置について



## 【会議の役割】

### （子ども・子育て支援法）

- 計画策定・変更に関して県に意見を述べる。
- 県の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な実施の調査審議。
- 計画策定後の継続的な点検・評価。

### （認定こども園法）

- 幼保連携型認定こども園の認可等を行う場合の調査審議。

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

**第六十二条** 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 ～ 4 略

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

**第七十七条** 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) ～ (3) 略

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

(2) 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則

**第十二条** 前条に規定するもののほか、この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第二十条の規定による支給認定の手續、第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手續、第四十二条の規定による情報の提供、相談、助言、あつせん及び利用の要請（以下この条において「情報の提供等」という。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手續、第五十四条の規定による情報の提供等、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備、第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備、第七十四条の規定による子ども・子育て会議の委員の任命に関し必要な行為その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

（設置等の認可）

**第十七条** 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 略

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4 ～ 7 略

（事業停止命令）

**第二十一条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができ

(1) 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律

又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

(2) 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。

(3) 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(認可の取消し)

**第二十二条** 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(都道府県における合議制の機関)

**第二十五条** 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）

(準備行為)

**第九条** この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、新認定こども園法第十七条第一項の認可の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

## ○沖縄県子ども・子育て会議設置条例

### 沖縄県子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月29日

条例第63号

改正 平成25年12月27日条例第71号

沖縄県子ども・子育て会議設置条例をここに公布する。

沖縄県子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、沖縄県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(担任する事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事務を処理するとともに、認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当であると認める者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども生活福祉部において処理する。

一部改正〔平成25年条例71号〕

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定（認定こども園法に係る部分に限る。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一

部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法改正法」という。）の施行の日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（認定こども園法に係る特例）

- 2 子ども・子育て会議は、一部施行日前においても、認定こども園法改正法による改正後の認定こども園法（以下「新認定こども園法」という。）第25条のその権限に属させられた事項（新認定こども園法第17条第3項の規定に係るものに限る。）について調査審議することができる。

附 則（平成25年12月27日条例第71号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 沖縄県子ども・子育て会議運営要領

平成 26 年 2 月 10 日  
改正 平成 26 年 5 月 12 日  
改正 平成 26 年 11 月 26 日  
改正 平成 28 年 1 月 22 日  
沖縄県子ども・子育て会議決定

### (会議の招集)

- 第 1 条 会長は、沖縄県子ども・子育て会議設置条例第 6 条第 1 項に基づき、沖縄県子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。
- 2 会長は、会議の議長として議事を整理する。

### (会議の公開等)

- 第 2 条 会議は原則公開するものとする。ただし、会長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### (会議結果の公表等)

- 第 3 条 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものとする。
- 一 会議の議題
  - 二 会議の日時及び場所
  - 三 出席した委員の氏名
  - 四 議事の要旨
- 2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、会長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

### (部会の設置等)

- 第 4 条 沖縄県子ども・子育て会議設置条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、会議に次の部会を置く。

名称	調査審議事項
幼保連携型認定こども園部会	(1)幼保連携型認定こども園の設置又は廃止の認可に関する事項 (2)幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖に関する事項 (3)幼保連携型認定こども園の設置又は廃止の認可の取消しに関する事項 (4)その他必要な事項（幼保連携型認定こども園に係るものに限る）

- 2 部会の調査審議事項については、部会の議決をもって会議の議決とみなす。
- 3 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。
- 4 第1条から前条まで及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会委員」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月22日から施行する。